

資格はあなたとあなたの家族を守ります

技能講習（外国人コースあり）

- ・車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- ・小型移動式クレーン運転技能講習
- ・フォークリフト運転技能講習
- ・高所作業車運転技能講習
- ・ガス溶接技能講習
- ・玉掛け技能講習
- ・はい作業主任者技能講習
- ・足場組の組立て等作業技能講習
- ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ・型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・コンクリート造の工作物解体等作業主任者技能講習

特別教育

- ・小型車両系建設機械運転（整地等）
- ・高所作業車運転特別教育（10m未満）
- ・クレーン運転特別教育（5t未満）
- ・巻き上げ機械運転特別教育（ワインチ）
- ・テールゲートリフター取扱特別教育
- ・アーク溶接特別教育
- ・低圧電気取扱特別教育（開閉器の操作）
- ・自由研削といしの取替え等特別教育
- ・電気自動車等の整備特別教育
- ・伐木等の業務（チェーンソー）
- ・伐木等の業務追加講習（2.5時間）
- ・フルハーネス型墜落制止用器具取扱
- ・足場の組立て等特別教育
- ・のり面ロープ高所作業特別教育
- ・石綿使用建築物等解体業務特別教育
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育

企業様専用特別教育コース

- ・小型車両系建設機械運転（解体用）
- ・伐木等の機械運転（グラップル）
- ・揚貨装置運転（5トン未満）
- ・タイヤの空気充てん作業



講習予約から資格取得までについて

- 1 受講コースと日程を選ぶ
 - ・ ☎ 0172-26-6533
 - ・ WEB <https://www.trysail1.co.jp>
- 2 受講申し込み
 - ・ ☎ 0172-26-6533
 - ・ WEB <https://www.trysail1.co.jp> (オンライン予約)
- 3 受講票の確認
 - ・ 受講申し込み完了後、受講票を発送します。
 - ・ 受講票が届かない場合はご連絡ください。
- 4 受講当日
 - ・ 受講料のお支払い（事前振込可）
 - ・ 身分証明書の確認（自動車運転免許証又は住民票）
- 5 修了証交付
 - ・ 所定の講習時間を経て講習修了です。
 - ・ 学科試験、実技試験に合格後修了証交付。

助成金のご案内

- ・ **建設労働者技能実習コース**（旧建設労働者確保育成助成金）
(詳しくは厚生労働省ホームページ又は弘前テクニカルセンターまで)
- ・ **弘前市資格取得チャレンジ支援事業費補助金**
(詳しくは弘前市雇用支援係0172-35-1135又は弘前テクニカルセンターまで)
- ・ **教育訓練給付制度**
(詳しくはハローワーク0172-38-8609又は弘前テクニカルセンターまで)

お問合せは 弘前テクニカルセンターまで。

☎ 0172-26-6533
Mail info@trysail1.co.jp

〒036-8071 青森県弘前市大久保字若松327-11
弘前自動車運転免許試験場より車で3分

技 能 講 習

玉掛け技能講習

[登録番号：第195号 登録期限：令和10年2月26日]

15時間コース	・移動式クレーン又はクレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者	3日間 ¥ 25,000
19時間コース	・上記以外の方	3日間 ¥ 28,000

小型移動式クレーン運転技能講習

[登録番号：第196号 登録期限：令和10年2月26日]

16時間コース	・クレーン運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習修了者	3日間 ¥ 37,000
20時間コース	・上記以外の方	3日間 ¥ 42,000

フォークリフト運転技能講習

[登録番号：第197号 登録期限：令和10年2月26日]

11時間コース	・大型特殊自動車免許（カタピラ限定を除く）所持者	2日間 ¥ 27,000
31時間コース	・普通、準中型、中型、大型、大特（限定あり）免許所持者	4日間 ¥ 40,000

ガス溶接技能講習

[登録番号：第212号 登録期限：令和8年12月1日]

13時間コース	・どなたでも受講できます	2日間 ¥ 25,000
---------	--------------	-----------------

高所作業車運転技能講習

[登録番号：第225号 登録期限：令和11年10月29日]

14時間コース	・自動車運転免許所持者又は車両系建設機械運転技能講習修了証、 フォークリフト運転技能講習修了証のいずれかを所持している方	2日間 ¥ 48,000
12時間コース	・移動式クレーン運転士免許所持者又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者	2日間 ¥ 46,000

車両系建設機械（解体用）運転技能講習

[登録番号：第228号 登録期限：令和12年6月23日]

5時間コース	・車両建設機械（整地等）運転技能講習修了者	1日間 ¥ 28,000
--------	-----------------------	-----------------

特 別 教 育

表示価格：消費税込み・教材費込み

・フルハーネス型墜落制止用器具取扱作業特別教育	1日間・ 6時間	¥ 13,000
・足場の組立て等特別教育	1日間・ 6時間	¥ 13,000
・小型車両系建設機械（整地等）運転特別教育：機体質量3トン未満	2日間・ 13時間	¥ 19,000
・小型車両系建設機械（解体用）運転特別教育：機体質量3トン未満	2日間・ 14時間	¥ 19,000
・伐木等の機械運転特別教育（グラップル）（企業専用）	2日間・ 12時間	¥ 19,000
・高所作業車運転特別教育（10m未満）	2日間・ 9時間	¥ 19,000
・揚貨装置運転特別教育：制限荷重5トン未満（企業専用）	2日間・ 15時間	¥ 19,000
・クレーン運転特別教育：つり上げ荷重5トン未満	2日間・ 14時間	¥ 18,000
・巻き上げ機械運転特別教育（ワインチ）	2日間・ 10時間	¥ 16,000
・のり面ロープ高所作業特別教育	1日間・ 7時間	¥ 16,000
・アーク溶接特別教育	3日間・ 21時間	¥ 26,000
・低圧電気取扱業務特別教育（開閉器）	1日間・ 8時間	¥ 15,000
・電気自動車等の整備の業務特別教育	1日間・ 7時間	¥ 16,000
・タイヤの空気充てん業務特別教育（企業専用）	1日間・ 9時間	¥ 15,000
・自由研削といしの取替え等の業務特別教育	1日間・ 6時間	¥ 13,000
・伐木等の業務（チェーンソー）	3日間・ 18時間	¥ 25,000
・伐木等の業務（大径木）修了者対象 2.5時間追加講習	1日間・ 2.5時間	¥ 9,000
・石綿使用建築物等解体等業務特別教育（アスベスト）	1日間・ 4.5時間	¥ 13,000
・テールゲートリフター取扱業務特別教育	1日間・ 6時間	¥ 17,000
・酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	1日間・ 5.5時間	¥ 13,000
・職長・安全衛生責任者教育	2日間・ 14時間	¥ 21,000
・刈払い機取扱業務安全衛生教育	1日間・ 6時間	¥ 15,000
・携帯用丸のこ盤取扱業務安全衛生教育	1日間・ 4時間	¥ 11,000
・振動工具（チェーンソー以外）取扱業務安全衛生教育	1日間・ 4時間	¥ 11,000
・有機溶剤取扱業務安全衛生教育	1日間・ 4.5時間	¥ 11,000
・保護具着用管理責任者教育	1日間・ 6時間	¥ 18,000
・熱中症予防管理者教育	1日間・ 3.5時間	¥ 11,000